

ご質問への回答について

平成28年6月13日
資源エネルギー庁
電力・ガス取引監視等委員会

- 1. 費用の配賦について**
- 2. 制度変更に伴う査定について**
- 3. 原価に算入されている根拠について**
- 4. 保留原価について**
- 5. 託送料金制度の在り方についての見直し**

1. 費用の配賦について

固定費の配賦にて2:1:1法を用いている経緯と理由(1/2)

【電気事業審議会 昭和49年中間報告（抜粋）】

2. 個別原価配分関連

[現状と問題点]

総括原価の個別原価への配分のうち、固定費の配分方法については、電力量標準法、最大需要標準法、尖頭責任標準法またはこれらの折衷法等多数の種類があり、世界各国それぞれに実情に応じてそのうち何れかの方法を採用している。わが国の現行方式は最大需要標準法と電力量標準法の考え方を折衷した方法で、その配分値が代表的な諸方法による配分値の平均値に近く、季節的、時間的な負荷の変動によっても各需要種別への配分率に著しい変化を起こさない長所があることから、従来採用されてきたものである。しかし、その後、過半数の電力会社について需要構造が冬ピークから夏ピークに移行したことなど、需給構造の変化が生じていることに鑑み、このような情勢の変化に即応した制度の変更が問題となる。

[検討内容]

個別原価配分においては、電気事業がすぐれて設備産業としての性格をもつこと。可変費については電力量に比例して発生する経費であり、配分について特に問題がないことから、固定費の配分が極めて重要な問題となる。

各種固定費配分方法のうち、電力量標準法（kWh）は最も簡明であるが、固定費を発生させるもととなっている最大需要電力（kW）を無視しているという問題がある。この意味で、最大需要標準法は電力量標準法より理論的にすぐれているが、需要種別のうち、その最大需要電力発生時が、全需要種別による総合尖頭負荷発生時からはずれている需要種別には不公平が生ずることになる。

他方、尖頭責任標準法は、固定費が尖塔負荷に応じるための供給力の大きさによって、主として決定されることが考えられることから、理論的にはすぐれているが負荷曲線のかたちによって電灯、電力格差が変動しやすい欠点を持っている。

固定費の配賦にて2:1:1法を用いている経緯と理由(2/2)

【検討内容（つづき）】

しかしながら、電源設備についてみると、その規模は供給義務との関係上、主として尖頭時の負荷により決定されるものである。

また、最近における発電所立地の困難性等を考慮すれば、尖頭時の負荷を削減することは、省資源の観点からも極めて重要である。このような観点から現行法の長所を生かしつつ、電源部門に係る固定費の配分方法について、尖頭責任法の要素を加味することが適当となってきた。

従って、電源部門の固定費の配分方法に関しては、現行法に尖頭責任基準を加え、年間最重負荷日における各需要種別の最大需用電力の比、それぞれの年間使用電力量の比及び尖頭責任の要素の比を二対一對一の割合で按分した係数を基準として、固定費の配分を行うようにすることが適当と考えられる。この場合、電源部門の設備は設備補修の必要性等により、夏期及び冬季の尖頭時の負荷を考慮して形成されていることから、尖頭責任の要素の比としては、夏期及び冬季の尖頭時における各需要種別の需要電力の比を折半した値によることを原則とし、著しく不都合な場合には、各社の実態に応じた方法により、尖頭責任の要素を決定することができるものとするのが妥当と考えられる。

[結論]

① 固定費の配分方法については、最大需要標準法と電力量標準法の考え方を折衷した現行方式に対し、尖頭責任法の要素を妥当な方法で加味すべきである。

ネットワーク総原価の電圧別の配分

- ネットワーク総原価における費用の大部分は固定費
- 固定比の配分は「2:1:1法」、「2:1法」、「すべて低圧」の3種類で実施

